

美浜町省エネ家電買換え促進事業補助金

目的

美浜町では、第二次美浜町環境基本計画において、地球温暖化対策に係る施策として「脱炭素のまちづくり」を掲げ、二酸化炭素排出量の削減に向け、GXや省エネの推進をしていくことを目的としています。

その取組の一環として、二酸化炭素排出量の削減や物価・エネルギー価格の高騰による電気料金の負担の軽減を図るため、家庭における電力使用量が多いエアコン及び冷蔵庫について、省エネ性能の高い製品への買い換えを促進するため、その購入費用の一部を補助します。

事業実施期間

令和5年度～令和7年度（3年間予定）

（予算の議決が条件となります）

申請受付期間

令和5年7月1日～令和6年2月29日

※令和5年4月1日～令和6年2月29日の期間内に対象家電を購入し、設置を完了するもので、買い換え前の家電の処分ができること。

※令和6、7年度の受付期間は、当該年度の4月1日から翌年の2月末日までとする。

対象者

- ・町民の方（申請者本人とその同一世帯の方がこの補助金の交付を受けていない方）で1年度内に1回限り（1世帯1回）
- ・自ら美浜町に居住する住宅に対象家電を買い換えて設置すること（新規購入は対象外）
- ・買い換え前の家電を適正に処分している（家電リサイクル券の排出者控えを提出できる）こと
- ・町税等に滞納がない方

対象家電

- ・エアコン及び冷蔵庫
- ・新品（未使用品であり、リース品やレンタル品ではないもの）
- ・販売店（店舗）で購入したもの ※インターネット、通販などの購入は対象外
- ・製造者（メーカー）の製品保証があるもの
- ・下表の基準を満たしているもの



対象家電	目標年度	省エネ基準達成率
エアコン	2027年度	100%以上
冷蔵庫	2021年度	100%以上

※家電製品（本体価格）、付属品及び設置に要した費用が対象

※省エネ基準に達していない場合は補助の対象外です。必ずご確認ください。



省エネ基準達成率の確認方法

「統一省エネラベル」や「製品カタログ」、「省エネ型製品情報サイト」でご確認ください。



【省エネ性マーク】
緑色が対象
(オレンジ色は対象外)

省エネ型製品情報サイト
<https://seihinjyoho.go.jp/>

【省エネ基準達成率】
100%以上を満たす製品
が対象



【目標年度】
エアコン 2027年度
冷蔵庫 2021年度

補助金額等 ※エアコン、冷蔵庫合わせて5万円まで

補助対象基本額に下表の補助率を乗じた額

購入先	補助率	上限額
町内販売店	3分の1	50,000円
町外販売店	4分の1	50,000円

購入費用の実支出で判断するため、販売店で商品代金から割引があった場合(クーポン割引)やポイント等を使用した場合は、割引後の支払い額を購入額として計算します。
リサイクル料は対象外とします。

補助対象基本額・・・すべての対象家電の本体価格、付属品及びその設置に要した費用の合計額
※補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、千円未満は切り捨て

申請から補助金交付までの流れ

- 「補助金交付申請兼請求書」に必要書類を添付し、役場住民環境課へ提出
申請書を審査し、適正であると認めるときは「補助金交付決定通知書」を送付し補助金を交付
- ① 町内外の店舗で対象家電の購入
 - ② 申請書兼請求書の提出(必要書類を添付)
 - ③ 審査
 - ④ 交付決定の通知
 - ⑤ 指定口座への振り込み

注) 買換え目的ではない家電は補助の対象となりません。

申請書及び必要書類

- ① 美浜町省エネ家電補助金交付申請書兼請求書
- ② 対象家電を購入した際の領収書又はレシート(原本)
(購入日、購入額(内訳あり)、型番、購入店舗の記載があるもの)
- ③ 対象家電の製造者(メーカー)が発行した保証書の写し
(型番、製造番号が記載されているもの)
- ④ 設置場所がわかる写真
- ⑤ 買い換え前の家電の「家電リサイクル券」の排出者控えの写し



(家電リサイクル券：見本)